

北海道アウトドア活動振興条例の概要

1 総則（第1条 - 第6条）

目的 (第1条)	アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさを実感できる社会の実現に寄与する。	
定義 (第2条)	「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」	
基本理念 (第3条)	「人と自然との共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、「北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化」	
道の責務（第4条）	道民等の役割（第5条）	ガイド及び事業者の役割（第6条）
アウトドア活動の振興に 関する総合的かつ計画的 な施策の策定及び実施 の国及び市町村との緊密な 連携	道民は、基本理念に対する理 解を深め、アウトドア活動 を通じて自然環境及び生活 環境を大切にし、アウトド ア活動を行うに当たっては、 安全に配慮し、自然環境に 配慮する	アウトドア活動を行う者 は、安全に配慮し、自然環 境に配慮し、産業活動等に 関係する安全確保等の必要 な指導を受ける

2 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条 - 第14条）

道の振興推進計画の策定（第7条）
・ 策定又は変更時に道民の意見を反映するための必要な措置
道民の理解の促進（第8条）
・ アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置
アウトドアガイドの育成（第9条）
・ 優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置
アウトドア事業者の育成（第10条）
・ 良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置
アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等（第11条）
・ アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置
環境の整備（第12条）
・ より多くの人アウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置
推進体制の整備（第13条）
・ 道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備
財政上の措置（第14条）
・ アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

3 附則

施行日
・ 公布の日から施行する。

